

平成27(2015)年度

東洋大学 自己点検・評価

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法務研究科 法務専攻

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学期またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。			
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。			
		7 研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	自己点検・評価報告書 (法科大学院が独自に毎年作成するもの) ・自己点検・評価報告書の内容を承認した月の教授会議事録 ・自己点検・評価委員会議事録	法科大学院では、法科大学院に義務付けられている第三者評価で要求される自己点検・評価報告書の項目にしたがって、毎年自己点検・評価報告書を作成している。法科大学院の理念・目的も、この項目に含まれており、本報告書を作成する前提として、理念・目的についても毎年その適切性を検証している。具体的には、法科大学院自己点検・評価委員会で、全授業担当者会議等で示された意見等を踏まえ理念・目的の適切性を検討し、検討結果を法科大学院教授会において報告し、法科大学院教授会での審議を経たうえで、最終的に法科大学院教授会が、理念・目的を設定している。この検証プロセスは、有効に機能している。	A		
	新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。					

※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各研究科・専攻の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	S	※1と同様	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学専門職大学院学則	理論と実務の架橋を目的とする法科大学院では、教員組織の編成について、法律基本科目についての一定数の研究者である専任教員と一定数の実務家専任教員が、設置基準において要求されている。本法科大学院においては、設置基準を充足する専任教員が配置されている。			
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・専門職大学院設置基準 ・ホームページ	充足している。 本学は専任教員10名、みなし専任教員4名であるが、設置基準上は、みなし教員は2名までのカウントとなる。 したがって、専任教員10名とみなし専任教員2名によって、最低限の人数である12名で設置基準をクリアしている。 全員が教授である。 専門職大学院設置基準に従って、研究者教員・実務家教員のバランスおよび年齢構成上のバランスのとれた組織編成を行っている。	A		
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。 【研究科、専攻】					
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	なし	専任・非常勤を問わず、研究科委員会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	S	※1と同様	
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・大学院教員資格審査規程	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。			
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。	S	※1と同様	
	規程等に従った適切な教員人事	23 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。	S	※1と同様	
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・専門職大学院設置基準 ・教授会議事録 ・教員資格審査報告書 ・FD会議議事録 ・法科大学院自己点検・評価報告書	教員組織の構築に際しては、人事資格審査委員会において適格性を審査し、教授会で決定する。 各学期末に全体FD会議が実施する授業評価アンケートにより、適切な授業が実施されているかを検証している。 日弁連法務研究財団による認証評価を受審した。 法科大学院において自己点検・評価報告書を作成する前提として、教員組織の適切性についても毎年検証をしている。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期	
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	・「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。	/	※1と同様		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ				各専攻、課程において、ディプロマ・ポリシーを定めている。
		28	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	法曹養成を最終的な教育目標とする法科大学院においては、ディプロマ・ポリシーに沿った教育目標を設定しており、両者は整合性を有している。ディプロマ・ポリシーに則ったカリキュラムを履修することにより、修了後の司法試験合格に必要な能力を涵養している。ディプロマ・ポリシーに、「本法科大学院の教育理念である、社会に生起する種々の問題に対し広い関心と人権感覚を持ち、『国民の社会生活上の医師』として社会に貢献する活動を行うことができる能力、さらに、それを基礎として、自己の専門分野を確立する能力及び新たな課題へ挑戦する能力を修得した者に「法務博士(専門職)」の学位を授与する旨、明記されている。	A		
		29	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。					
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、カリキュラム・ポリシーを定めている。	/	※1と同様	
		31	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・履修要覧 ・ホームページ ・法科大学院教育課程表	法曹養成を最終的な教育目標とする法科大学院においては、カリキュラム・ポリシーに沿った教育目標を設定しており、両者は整合性を有している。カリキュラム・ポリシーに基づいた科目区分、必修・選択の別、単位数の設定を行っている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに則って設定されており、修了後の司法試験合格に必要な能力を涵養するという教育目標にも合致している。	A		
	32	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示						
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	33	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「大学院要覧」 ・ホームページ	「大学院要覧」及びホームページにて公表している。	/	※1と同様	
	社会への公表方法	34	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか	新	35	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・教授会議事録 ・教務委員会議事録 ・FD会議議事録 ・法科大学院自己点検・評価報告書	年度当初に実施する全授業担当者会議において、専任教員、非常勤教員を問わず、すべての教員でディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを確認している。各系別FD会議および全体FD会議、教務委員会ならびに教授会において教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検討している。法科大学院において自己点検・評価報告書を作成する前提として、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についても毎年検証をしている。	A		
			教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	法科大学院学則 ・教授会議事録 ・履修要覧 ・法科大学院教育課程表 ・授業時間割表 ・法科大学院自己点検・評価報告書	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講している。 教育課程は、適切かつ体系的に各年次に配置されている。 各科目は、教育課程中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされている。 法科大学院において自己点検・評価報告書を作成する前提として、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているかについても毎年検証をしている。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。					
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39 講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。					
		38 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	法科大学院学則 ・履修要覧 ・法科大学院教育課程表 ・授業時間割表	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっている。 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。	A		
		新 教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	教授会議事録 ・教務委員会議事録 ・FD会議事録	各系別FD会議および全体FD会議において教育課程の適切性について問題点の洗い出しを行い、教務委員会で検討した後、教授会において議論を行って改善につなげている。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・履修要覧 ・ガイドブック	成績評価は学期ごとに行われ、受講科目については「学習カルテ」を作成し学生に提示し、さらに「総合所見」の提示により学生の学習計画の指針を示している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。					
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・履修要覧 ・ガイドブック	事前学習、授業、事後学習、成績評価(学習カルテ)、総合所見という形で学習指導を行っている。	A		
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。		※1と同様	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・教育課程表	各専攻、課程において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
50 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	・東洋大学大学院学則	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。					
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的実施している。また、各研究科のFD活動においても、毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。			
		52 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
	新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法科大学院教授会規程 ・教務委員会規程 ・研究科委員会規程 ・FD会議事録	教育課程・教育内容の大枠は教授会で審議する。学習指導上の改善方針はFD会議で討議している。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・法科大学院教授会規程 ・教務委員会規程 ・履修要覧 ・コアカリキュラム(法科大学院協会)	法科大学院全体の学習上の指針として法科大学院協作成に係る「コアカリキュラム」があり、法律専門科目群ではこれを参考にして授業が行われている。成績評価の基礎資料は期末試験に偏ることなく、プロセス評価によっている。授業評価アンケートは学期ごとに実施している。 アンケート結果は、FD会議においてすべての教員が共有するとともに、アンケートにおいて指摘された事項について、各教員が回答することで教育にフィードバックしている。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。					
2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・履修要覧	各専攻、課程において、修了要件を「履修要覧」に明示している。		※1と同様	
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専院)	56 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・履修要覧 ・シラバス	成績評価の基準は履修要覧及びシラバスに明示されている。 修了要件は履修要覧で明示された所定の単位を取得し、かつGPA 1.5以上であった者である。	A		
		57 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・法科大学院学則 ・履修要覧	修了要件は履修要覧で明示された所定の単位を取得し、かつGPA 1.5以上であった者である。この要件はディプロマポリシーの内容と対応している。 「本法科大学院の教育理念である、社会に生起する種々の問題に対し広い関心と人権感覚を持ち、『国民の社会生活上の医師』として社会に貢献する活動をすることができる能力、さらに、それを基礎として、自己の専門分野を確立する能力及び新たな課題へ挑戦する能力を修得した者に「法務博士(専門職)」の学位を授与」する旨のディプロマ・ポリシーに則り、修了要件を定めている。	A		
	新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・法科大学院学則 ・履修要覧	「法務博士」の学位は修了要件を満たした者に授与される。修了判定は教務委員会の議を経て、教授会において行われる。	A		

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、アドミッション・ポリシーを定めている。	/	※1と同様	
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	ホームページ	平成28年度より、学生募集停止。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。	/	※1と同様	
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「入試要項」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法を公表している。	/		
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。					
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。					
		63 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。					
		※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。					
	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。					
		※67 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科					
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68 定員超過または未充足について、原因調査と改善策の立案を行っているか。						
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	69 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。						
		70 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。					
	新 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。						

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・履修要覧 ・教育課程表 ・ホームページ	ディプロマポリシーにおいて、建学の精神に則った学術の理論および応用を研究、教授することを確認している。創立者井上円了博士の説く「哲学」の内容である因習等にとらわれない「合理的なものの見方、考え方」を修得し、社会に貢献できる「社会生活上の医師」としての法曹養成を目指している。「法哲学・法思想史」の講義を開講し、法律学を哲学的な観点から学修する機会を保障している。	A		
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・専門職大学院学則 別表 ・教育課程表	「外国法(英米法、独法、仏法)」の講義を開講し、諸外国の法制度について学修する機会を保障している。「実務英文契約の法理」、「国際公法」、「国際私法」および「国際取引法」の講義を開講し、国際的な視野をもった法曹の養成に努めている。	A		
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・専門職大学院学則 別表 ・教育課程表	法科大学院が専門職大学院であることから、教育・研究においてはキャリア教育という観点配慮されている。教室から現場へ、弁護士の日常活動を間近に見ながら、社会における法律の有り様や、事件処理のダイナミズムを実感できる「臨床科目」が、キャリア教育の観点での代表的な科目である。その他、「ロイヤリング」および「模擬裁判」の科目を設置し、キャリアを意識した授業運営を行っている。	A		
2)研究科・専攻独自の評価項目①	学生からの提案・意見等を評価するシステムの構築	98	学生からの意見を受け入れる体制の整備し、学生からの提案・意見等を客観的に評価し、教育・学生指導体制に反映した体制を取っているか	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・大学院生の学習状況および生活実態調査	学生からの提案・意見等を受け入れるための常置の「提案箱」制度を取っている。教務課事務局前の学生への配布資料置場に「提案箱」というポストボックスを備えおき、提案を受け入れている。「提案箱」は、学生生活委員会が所掌し、毎月開封し、適宜、提案等の内容に相応する委員会に送付するとともに、教授会において原本コピーを開示し、検討するとともに改善状況を報告している。また、投書された提案要旨とそれへの対応は掲示板に掲示される。提案箱への提案が授業等の改善に役立つことも少なくない。この提案箱制度は、第三者評価においても評価を得ている。また、年1回、法科大学院学生の学習状況および生活実態の調査を行い、学生の生活・学習の状況を把握するとともに、そのアンケート結果を教授会において検討し、学生の学習状況についての情報を教員が共有し、教育学習指導体制の改善に反映させるとともに、学生への指導に役立っている。	S		
3)研究科・専攻独自の評価項目②	きめ細かな学生指導	99	少人数制の長所を利用してきめ細かな学生指導を行っているか。	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・総合所見報告書	指導教員制度をもとにして、学習カルテおよび総合所見を作成し、学生の学力診断を行うなど、きめ細かな学生指導を行っている。学期始め、学期中および学期終了後に、指導教員が担当学生と面談をして学習状況および生活状況につき、指導を行っている。各学期終了後に、すべての専任教員が参加する「カンファレンス」を開催し、すべての学生の学習状況について検討し、その結果を「総合所見報告書」にまとめて学生に交付している。	S		